

介護給付費算定に係る届出の留意事項

- (1) 加算（体制等）に関する届出の提出の期限（令和6年4月から算定する場合）
令和6年4月1日（木）（予定）

訪問介護・通所介護等の算定する月の前月15日以前に届出が必要とされているサービス種類について、令和6年4月分から算定する場合の届出期限を延ばす予定です。

※（参考）通常の届出に係る取扱い

サービス種類	加算等の算定の開始時期
<ul style="list-style-type: none">・訪問介護・通所介護・（介護予防）福祉用具貸与・居宅介護支援・介護予防支援	<ul style="list-style-type: none">・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から・16日以降になされた場合には翌々月から
<ul style="list-style-type: none">・（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）特定施設入居者生活介護・介護保険施設サービス	<ul style="list-style-type: none">・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から
<ul style="list-style-type: none">・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none">・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から・16日以降になされた場合には翌々月から
<ul style="list-style-type: none">・（介護予防）認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<ul style="list-style-type: none">・届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から

- (2) 新たに創設された加算に関する届出留意事項

新たに創設された加算には、算定開始前に長崎市に届出が必要なものと届出が不要なものがあります。基準中に「都道府県知事に届け出た」事業所とある場合は、当該加算の算定を行うためには、事前に長崎市に届出が必要となります。

新たに創設された加算について提出期限までに届出がない場合は、「なし」・「対応不可」とします。

※厚生労働省から正式に令和6年度介護報酬改定による加算に係る通知等が出され次第、体制等状況一覧表等の届出に必要な書類をホームページに掲載しますので、届出が必要な加算について再度ご確認ください。

(3) 加算の届出に係る様式等のホームページ掲載場所

- ・ 居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス

- 長崎市HOME > 事業者・産業振興 > 高齢者・介護保険・障害福祉 > 居宅サービス事業者の指定・届出 > 介護報酬給付費算定に係る体制等届出について

- ・ 地域密着型サービス・居宅介護支援

- 長崎市HOME > 事業者・産業振興 > 高齢者・介護保険・障害福祉 > 地域密着型サービス事業者の指定・届出 > 加算の体制等届出について